

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出 (鳥獣対策課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件) (経営支援課)	1
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (14件) (治山林道課)	2
○道路の区域変更 (道路課)	9
○道路の供用開始 (")	10
入札公告	
○一般競争入札 (放置駐車違反管理システム開発業務) の公告 (警察本部会計課)	10
落札公告	
○落札者等の公告 (3件) (情報政策課)	11

告 示

高知県告示第467号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成29年6月9日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
J A 高知病院	南国市明見字中野	平29・6・3	平32・6・2

高知県告示第468号

平成28年6月高知県告示第350号 (鳥獣捕獲等事業の認定) で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号。以下「法」という。) 第18条の7第3項の規定による変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。
平成29年6月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
土佐の里山グループ合同会社
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
安芸郡北川村弘瀬127番地
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
弘田 純清
- 4 変更事項
法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係るものであって、捕獲従事者の追加又は捕獲従事者の狩猟免許の種類に係るもの以外のもの (捕獲従事者の削除)
- 5 変更年月日
平成29年2月28日

高知県告示第469号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成29年6月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
 - (1) 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
 - (2) 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ須崎店
須崎市神田字下切2496-1ほか
 - (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲
(変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 中山 明	香川県高松市円座町1001番地

	憲	
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 学	愛媛県松山市湊町三丁目8番地12
株式会社キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知市本町四丁目1番16号
株式会社やました	代表者 山下 博巳	須崎市西崎町6-35
株式会社ビック・エス	代表取締役 大坂 尚登	香川県高松市多肥上町1210番地
高知出版販売株式会社	代表取締役 隅田 遼介	高知市若松町8-4

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 平尾 健一	香川県高松市円座町1001番地
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 学	愛媛県松山市湊町三丁目8番地12
株式会社キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知市本町四丁目1番16号
株式会社やました	代表者 山下 博巳	須崎市西崎町6-35
高知出版販売株式会社	代表取締役 隅田 遼介	高知市若松町8-4

(5) 変更年月日

- 平成28年5月27日
- (6) 変更理由
設置者及び小売業者の代表者変更並びに錯誤による届出を修正したため
- 2 届出年月日
平成29年5月16日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
須崎市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第470号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成29年6月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
- (2) 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ須崎店
須崎市神田字下切2496-1ほか
- (4) 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数
(変更前) 3箇所
(変更後) 5箇所
- (5) 変更年月日
平成29年5月17日
- (6) 変更理由
来客の利便性向上のため
- 2 届出年月日
平成29年5月16日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
須崎市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第471号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があつたので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年6月9日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11346216629 北嶺栄（全和掲原115） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	南国市 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
11339268482 春嶺（全和掲235） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	南国市 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第472号

平成29年3月高知県告示第281号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年6月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
(1) 登記簿記載の住所

- 高岡郡構原町松原300番地
- (2) 氏名
久岡 薫
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年9月農林水産省告示第1447号（二に限る。）
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第473号

平成29年4月高知県告示第304号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を宿毛市役所及び三原村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年6月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
宿毛市山奈町芳奈1547番地
イ 氏名
細川 只次郎
(2)ア 登記簿記載の住所
幡多郡橋上村野地1151番地
イ 氏名
小島 万次
(3)ア 登記簿記載の住所
幡多郡沖ノ島村母島1091番地3号地
イ 氏名
高見 加奈恵
(4)ア 登記簿記載の住所
幡多郡三原村下長谷1574番地
イ 氏名
吉岡 芳光
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和63年5月農林水産省告示第652号
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

<p>高知県告示第474号 平成29年4月高知県告示第306号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を土佐町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 長岡郡田井村 イ 氏名 澤田 キ己</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 北海道帯広市西二条北三丁目無番地 イ 氏名 澤田 幸茂</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町田井3805番地 イ 氏名 澤田 重光</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町田井3702番地 イ 氏名 青木 清廣</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町田井3711番地1 イ 氏名 青木 繁夫</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 長岡郡田井村3764番地 イ 氏名 和田 貞五郎</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町田井3791番地 イ 氏名 和田 茂子</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村高野81番地 イ 氏名 和田 勝幸</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p>	<p>昭和63年8月農林水産省告示第1193号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第475号 平成29年4月高知県告示第307号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡樺原町島中626番地 イ 氏名 三好 高男</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村下津井320番地 イ 氏名 中屋 義知</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和63年8月農林水産省告示第1222号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第476号 平成29年4月高知県告示第309号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関根町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村本郷3442番地1 イ 氏名 谷中 美亀子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村本郷3464のロ番地 イ 氏名</p>	<p>吉岡 正信</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁2994番地 イ 氏名 藤原 袈裟義</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁3104番地 イ 氏名 岡 嵩稔</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 神奈川県横浜市中区寺久保42番地 イ 氏名 寺岡 康臣</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝775番地 イ 氏名 中田 峰代</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝775番地 イ 氏名 中田 清幸</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 埼玉県三郷市戸ヶ崎三丁目38番地 イ 氏名 近嵐 勝美</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川東津賀才530番地 イ 氏名 松本 政子</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村田村18番地 イ 氏名 林 伸次</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 大阪府東大阪市瓜生堂二丁目10番16号 イ 氏名 川村 清孝</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和63年9月農林水産省告示第1385号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p>
---	---	--

<p>高知県告示第477号 平成29年4月高知県告示第310号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 東京都中央区銀座三丁目7番12号 イ 氏名 王子緑化株式会社 (2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡吉野村澤ケ内663・664・665合番地 イ 氏名 川口 音五郎 (3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町吉野424番地 イ 氏名 山下 重喜 (4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町田井1501番地6 イ 氏名 澤田 鶴馬</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年9月農林水産省告示第1418号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第478号 平成29年4月高知県告示第311号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎347番地 イ 氏名</p>	<p>池田 利重 (2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎361番地 イ 氏名 井上 ユキエ (3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎429番地 イ 氏名 山本 克人 (4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎58番地11 イ 氏名 恩地 隆雄 (5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎890番地2 イ 氏名 山中 庭雄 (6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村十川224番地7 イ 氏名 和田 裕実 (7)ア 登記簿記載の住所 愛媛県北宇和郡松野町目黒2842番地 イ 氏名 高橋 幸男</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年9月農林水産省告示第1486号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第479号 平成29年4月高知県告示第312号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 安芸市伊尾木3721番地1 イ 氏名</p>	<p>安岡 源吾 (2)ア 登記簿記載の住所 安芸市伊尾木398番地 イ 氏名 井上 亀井 (3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町川口1142番地 イ 氏名 浜田 一 (4)ア 登記簿記載の住所 安芸市伊尾木436番地 イ 氏名 門田 紘 (5)ア 登記簿記載の住所 安芸市伊尾木335番地 イ 氏名 有沢 種美 (6)ア 登記簿記載の住所 安芸市伊尾木533番地2 イ 氏名 本田 精馬</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年9月農林水産省告示第1506号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第480号 平成29年4月高知県告示第314号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所及び四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町田野々348番地6 イ 氏名 遠山 稲美 (2)ア 登記簿記載の住所 高知市大津乙3168番地37 イ 氏名</p>
---	--	--

(3)ア 森中 美恵子 登記簿記載の住所 室戸市室津1136番地 イ 氏名 谷畑 米次	(14)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1740番地 4 イ 氏名 山脇 増恵	室戸市室津1664番地 イ 氏名 山田 八五郎
(4)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2525番地 イ 氏名 山岡 千鶴	(15)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津973番地 イ 氏名 山本 房市	(26)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津952番地 3号 イ 氏名 田村 一男
(5)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1280番地 イ 氏名 中屋 幸十郎	(16)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津469番地 イ 氏名 谷岡 嘉子	(27)ア 登記簿記載の住所 室戸市領家55番地 2号 イ 氏名 篠原 政男
(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1015番地 イ 氏名 和田 耕一	(17)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1669番地 イ 氏名 窪田 覚次	(28)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市西昆陽字ヨウダ16番地 2 イ 氏名 町田 矩一
(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2644番地 イ 氏名 改田 佳雄	(18)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1446番地 イ 氏名 中山 春光	(29)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津491番地 イ 氏名 米沢 菊衛
(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1375番地 イ 氏名 上松 義喜	(19)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津888番地 イ 氏名 久保 善吉	(30)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1015番地 イ 氏名 和田 愛次郎
(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1489番地 イ 氏名 中山 直治	(20)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1675番地 イ 氏名 西村 忠三	(31)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕山90番地 1 イ 氏名 竹村 啓介
(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3142番地 イ 氏名 西村 春美	(21)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1143番地 イ 氏名 一円 積穂	(32)ア 登記簿記載の住所 高知市潮新町一丁目10番17号 イ 氏名 浜口 松寿
(11)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1283番地 イ 氏名 尾上 佳生	(22)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津953番地ロ号 イ 氏名 影本 勝正	(33)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1782番地 イ 氏名 川田 一
(12)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3140番地 6号 イ 氏名 公文 憲夫	(23)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津896番地 イ 氏名 久保 量	(34)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2253番地 3 イ 氏名 中野 金夫
(13)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津972番地 イ 氏名 田淵 儀忠	(24)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1509番地 イ 氏名 久保 重吉	(35)ア 登記簿記載の住所 東京都渋谷区東三丁目 8番21号 イ 氏名 松村 建夫
	(25)ア 登記簿記載の住所	(36)ア 登記簿記載の住所 高知市横浜78番地 1

<p>イ 氏名 坂本 正道 (37)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1694番地3</p> <p>イ 氏名 前田 陽三 (38)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3242番地1</p> <p>イ 氏名 藤戸 儀美 (39)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1641番地</p> <p>イ 氏名 稲垣 徳重 (40)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1674番地</p> <p>イ 氏名 岡崎 左門 (41)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津373番地</p> <p>イ 氏名 秋田 徳之助 (42)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津240番屋敷</p> <p>イ 氏名 黒原 亀三郎 (43)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津240番屋敷</p> <p>イ 氏名 黒原 亀太郎 (44)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津40番屋敷</p> <p>イ 氏名 大久保 亀次郎 (45)ア 登記簿記載の住所 高知市栈橋通二丁目9番11号</p> <p>イ 氏名 三谷 素子 (46)ア 登記簿記載の住所 埼玉県春日部市備後東六丁目13番26-105号</p> <p>イ 氏名 三谷 祐司 (47)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区上馬町一丁目17番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>三谷 萬佐雄 (48)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津808番地1</p> <p>イ 氏名 谷口 新耕</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年9月農林水産省告示第1520号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第481号 平成29年4月高知県告示第316号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び三原村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛</p> <p>イ 氏名 野村 元次</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛</p> <p>イ 氏名 野村 吉次</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4255番地</p> <p>イ 氏名 頼田 儀一</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡沖ノ島村母島1091番3号地</p> <p>イ 氏名 高見 加奈恵</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛2522番1号地</p> <p>イ 氏名 植田 安次郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市浦戸99番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>永国 寛 (7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡伊豆田村下ノ加江336番屋敷</p> <p>イ 氏名 田村 馬次 (8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡伊豆田村下ノ加江336番屋敷</p> <p>イ 氏名 田村 虎 (9)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積754番地</p> <p>イ 氏名 弘田 精市 (10)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積732番地</p> <p>イ 氏名 上田 章 (11)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積729番地</p> <p>イ 氏名 弘田 智也 (12)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積169番地</p> <p>イ 氏名 山崎 益 (13)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積173番地</p> <p>イ 氏名 山平 仙太郎 (14)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積175番地イ</p> <p>イ 氏名 掛川 馬次 (15)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積175番地イ</p> <p>イ 氏名 弘田 初吉 (16)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積176番地</p> <p>イ 氏名 掛川 正栄 (17)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積181番地イ</p> <p>イ 氏名 掛川 安吉</p>
--	---	---

(18)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積391番地 イ 氏名 今津 友七	土佐清水市斧積563番地 イ 氏名 田所 武吉	イ 氏名 田所 儀之助
(19)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積391番地 イ 氏名 徳村 保	(30)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積563番地口 イ 氏名 弘田 兼野	(41)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積579番地 イ 氏名 山下 藤次
(20)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積393番地 イ 氏名 文野 哲	(31)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積564番地 イ 氏名 山本 豊次	(42)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積581番地 イ 氏名 山本 種次
(21)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積393番地イ2 イ 氏名 生原 菊吾	(32)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積569番地 イ 氏名 弘田 徳迺	(43)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積585番地 イ 氏名 立田 永次
(22)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積405番地 イ 氏名 窪内 力太郎	(33)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積572番地 イ 氏名 弘田 清繫	(44)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積586番地3 イ 氏名 沖本 茂太郎
(23)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積554番地 イ 氏名 宮川 繁丈	(34)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積573番地 イ 氏名 池川 栄	(45)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積588番地 イ 氏名 生原 高光
(24)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積557番地 イ 氏名 弘田 伊太郎	(35)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積573番地 イ 氏名 田所 利恵	(46)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積590番地 イ 氏名 斧川 駒吉
(25)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積559番地 イ 氏名 弘田 稲馬	(36)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積573番地 イ 氏名 田所 力栄	(47)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積591番地 イ 氏名 倉本 繁子
(26)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積561番地 イ 氏名 西村 好喜	(37)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積574番地 イ 氏名 弘田 安恵	(48)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積593番地 イ 氏名 生原 一松
(27)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積562番地 イ 氏名 弘田 馬治	(38)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積575番地 イ 氏名 田所 猛雄	(49)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積599番地 イ 氏名 山平 喜馬太
(28)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積563番地 イ 氏名 田所 耕夫	(39)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積576番地 イ 氏名 田中 元次	(50)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積623番地 イ 氏名 田中 忠吉
(29)ア 登記簿記載の住所	(40)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積577番地	(51)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積653番地 イ 氏名

<p>(52)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積655番地 イ 氏名 岡林 広太郎</p> <p>(53)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積658番地 イ 氏名 平井 勝吉</p> <p>(54)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積659番地 イ 氏名 中村 次男</p> <p>(55)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積664番地 イ 氏名 徳村 小三郎</p> <p>(56)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積664番地 イ 氏名 徳村 浅太郎</p> <p>(57)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積668番地 イ 氏名 徳村 良市</p> <p>(58)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積684番地 イ 氏名 上田 多吉</p> <p>(59)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積686番地 イ 氏名 上田 美稲</p> <p>(60)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積687番地 イ 氏名 上田 馨</p> <p>(61)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積689番地 イ 氏名 上田 昇</p> <p>(62)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積710番地 イ 氏名 上田 貞吉</p>	<p>(63)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積728番地 2 イ 氏名 上田 金助</p> <p>(64)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積732番地 イ 氏名 上田 弥三太郎</p> <p>(65)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積734番地 1 イ 氏名 上田 正勝</p> <p>(66)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積744番地 イ 氏名 山本 昇一</p> <p>(67)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積751番地 イ 氏名 弘田 小三郎</p> <p>(68)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積751番地 イ 氏名 弘田 晋三</p> <p>(69)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積751番地 イ 氏名 上田 千三</p> <p>(70)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積752番地 イ 氏名 山本 勤</p> <p>(71)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積754番地 イ 氏名 弘田 精市</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成元年1月農林水産省告示第47号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第482号</p>	<p>平成29年4月高知県告示第317号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 静岡県浜松市住吉町79番地 イ 氏名 山内 猛 (2)ア 登記簿記載の住所 石川県小松市安宅町36番地15 イ 氏名 高橋 正芳 (3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡樽原町飯母2933番地 イ 氏名 前田 夏喜 (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡窪川村口神ノ川 イ 氏名 谷脇 亀太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。 平成元年3月農林水産省告示第394号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第483号 平成29年4月高知県告示第318号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1) 登記簿記載の住所 香美郡物部村庄谷相219番地</p>
--	---	---

(2) 氏名
公文 清貴

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示(国有林に係るものを除く。)で定めるところによる。
平成2年5月農林水産省告示第585号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第484号
平成29年4月高知県告示第319号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成29年6月9日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐村相川20番屋敷
イ 氏名
川井 浅右衛門外 1名

(2)ア 登記簿記載の住所
高知市栄田町一丁目24番地
イ 氏名
近藤 勝

(3)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐村田井1195番地
イ 氏名
和田 順太郎

(4)ア 登記簿記載の住所
愛媛県松山市余戸1235番地
イ 氏名
桑名 一郎

(5)ア 登記簿記載の住所
大阪市港区千代見町四丁目7番地1
イ 氏名
杉本 安野

(6)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町寺内510番地
イ 氏名
小笠原 秀郎

(7)ア 登記簿記載の住所

高知市上町四丁目2番13号
イ 氏名
高橋 徳恭

(8)ア 登記簿記載の住所
南国市大埴甲2345番地2
イ 氏名
都築 喜弘

(9)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町和田24番地
イ 氏名
大利 浩彰

(10)ア 登記簿記載の住所
長岡郡西豊永村安野々97番地
イ 氏名
都築 誉

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示(国有林に係るものを除く。)で定めるところによる。
平成2年5月農林水産省告示第705号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第485号
平成29年5月高知県告示第404号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成29年6月9日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
安芸市伊尾木3721番地1
イ 氏名
安岡 源吾

(2)ア 登記簿記載の住所
安芸市伊尾木398番地
イ 氏名
井上 亀井

(3)ア 登記簿記載の住所
大阪市淀川区中津一丁目6番24号
イ 氏名
東興産株式会社

(4)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町川口1142番地
イ 氏名
浜田 一

(5)ア 登記簿記載の住所
安芸市伊尾木436番地
イ 氏名
門田 紘

(6)ア 登記簿記載の住所
安芸市伊尾木335番地
イ 氏名
有沢 種美

(7)ア 登記簿記載の住所
安芸市伊尾木354番地
イ 氏名
有沢 種美

(8)ア 登記簿記載の住所
安芸市伊尾木533番地2
イ 氏名
本田 精馬

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
安芸市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第486号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成29年6月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年6月9日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
2 路 線 名 494号
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		5.2	

吾川郡仁淀川町土居 字イツチキ甲633番 3	前	7.4	23
	後	8.0	23

高知県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年6月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年6月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町森字鶯ヶ渕 7559番から 吾川郡仁淀川町川渡字尾崎 1番1まで	99	平成29年6月9日

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年6月9日

高知県警察本部長 上野 正史

- 1 入札に付する事項
 - (1) 特定役務の名称及び数量
放置駐車違反管理システム開発業務 一式
 - (2) 特定役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 特定役務の履行期間
特定役務に係る契約の締結の日から平成30年3月30日まで
 - (4) 特定役務の履行場所
高知県警察本部
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) 入札説明書に示した特定役務の要求仕様に合致した業務を確実に履行することができることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8544
高知市丸ノ内二丁目4-30
高知県警察本部警務部会計課用度係
電話番号088-826-0110（内線2252）
- (2) 入札説明書の交付方法
平成29年6月9日（金）から同年7月18日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の

交付場所で交付する。

- (3) 入札事前説明会の日時及び場所
 - ア 日時
平成29年6月27日（火）午前10時30分
 - イ 場所
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成29年8月3日（木）午前10時30分
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年8月2日（水）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。
 - イ 場所
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
 - (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した特定役務を履行することができることを証明する書類を平成29年7月18日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (5) 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
 - (6) 手續における交渉の有無
無

<p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成29年7月12日(水)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the operations to be provided: Abandoned vehicles violations management system development service 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 18 July 2017</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:30 A.M. on Thursday 3 August 2017</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 2 August 2017</p> <p>(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p style="text-align: center;">----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。 平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成29年度県庁ネットワーク運用保守委託業務 一式</p>	<p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年3月29日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 112,752,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 政令第11条第1項第1号に該当するため</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。 平成29年6月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 給与システム運用保守委託業務外7業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年3月31日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 79,920,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 政令第11条第1項第1号に該当するため</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。 平成29年6月9日</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 高知県情報セキュリティクラウド運用委託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年3月31日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 53,892,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 政令第11条第1項第1号に該当するため</p>
--	--	--